

## ○山口県警察における職員の退職管理に関する要綱

平成28年3月18日

山口警務第203号

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員の退職管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「職員」とは、警察法（昭和29年法律第162号）第56条の2第1項に規定する特定地方警務官を除く地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第1項に規定する職員をいう。

2 この要綱において「管理職員」とは、管理職手当に関する規則（昭和40年山口県人事委員会規則第16号）別表第1に掲げる職にある職員をいう。

(再就職の届出)

第3条 職員（職員であった者であって離職の日から起算して2年を経過していない者を含み、離職時に管理職員であった者を除く。）は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就こうとする場合若しくは就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就こうとする場合若しくは就いた場合は、次の各号に掲げる場合を除き、警察本部長（以下「本部長」という。）に対し、再就職に関する届出及び誓約書（別記様式）により届け出るものとする。

- (1) 日々雇い入れられる者となった場合
- (2) 本部長の要請に応じ地方公務員又は国家公務員となるため退職し、引き続き地方公務員又は国家公務員となった場合
- (3) 地方公務員法第22条の2第1項の規定により会計年度任用職員として採用された場合
- (4) 職員の定年等に関する条例（昭和59年山口県条例第1号）第12条又は地方公務員の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年山口県条例第32条）附則第6項、第7項、第11項若しくは第12項の規定により職員として採用された場合

(退職管理の報告)

第4条 本部長が地方公務員法第58条の2第1項の規定に基づき知事に対して報告する退職管理の状況は、職員の退職管理に関する条例（平成28年山口県条例第2号）第3条による届出を受けた管理職員について、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 離職時の所属及び職
- (3) 離職日
- (4) 再就職日
- (5) 再就職先の名称

(6) 再就職先における地位

(規制違反行為に関する調査)

第5条 本部長は、地方公務員法第38条の4又は第38条の5の規定に基づく規制違反行為に関する調査を警務部警務課長に行わせるものとする。

2 規制違反行為に関して調査の対象となった所属の職員は、当該調査に協力しなければならない。